

充電設備等の「譲渡」にかかる手続きについて

I. 充電設備等の譲渡

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価 50 万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の譲渡とは、補助金の交付を受けた充電設備等の所有者が変わることをいいます。譲受人に補助金を受けた初期の所有者（譲渡人）に課せられた充電設備等の管理義務（使用条件を維持する、残された保有義務期間保有し続ける等）が承継されることをセンターで確認できた場合は、譲渡人の補助金返納義務が免除されることとなります。

II. 財産処分（譲渡）の手続き

1. 処分（譲渡）前に提出が必要となる書類

●[財産処分承認申請書（様式 22）](#)

【記載事項】

①充電設備等を譲渡する旨の記載 ②譲渡の理由（経緯を含む） ③無償譲渡／有償譲渡の記載（有償の場合、金額も記載） ④譲渡完了予定日 ⑤譲受人の名称及び住所 ⑥設置場所変更の有無（設置場所変更の場合は新しい設置場所の名称及び住所も記載） ⑦充電設備等の使用条件が当初設置時と同一か否かの記載

【添付書類】〈写真を添付する場合は、撮影日を明記すること〉

①覚書 [返納ありの場合（覚書ひな形①）](#) / [返納なしの場合（覚書ひな形②）](#) 〈譲渡人と授受人の署名捺印があるもの、コピーを添付すること〉 ②譲渡前の設置場所の全景写真^{（注1）}（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5） ③充電設備等の銘板写真^{（注2）}（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5） ④譲渡前の案内板〈公共性が補助条件の場合〉（平成 24 年度事業：参考様式 02、平成 26 年度事業以降：様式 5）

注 1：全景写真とは、充電設備本体及びその周囲（充電車両の駐車スペース、充電設備保護用の屋根、保護用ポール等）が撮影されている写真。1 枚での撮影が難しい場合は、複数枚の写真を添付する。以下同様。

注 2：銘板写真とは、充電設備等のメーカー名、型式、製造番号（シリアル No.）などが鮮明に読み取れる充電設備等の銘板の写真をいう。以下同様。

2. センターによる財産処分承認通知書（様式 23）の発行

財産処分承認通知書の受領前に処分（充電設備等の譲渡）をしてはいけません。

3. 処分（譲渡）後に提出する書類

〈[返納義務ありの場合；譲渡人が提出](#)〉

●[実施状況報告書〈処分後〉](#)（様式；実施状況報告_財産処分関係）

【記載事項】

①譲渡完了日 ②譲受人の名称及び住所

【添付書類】

①譲受人の本人確認書類の写し〈法人の場合は、履歴事項全部証明〉（発行後 3 か月以内のもの）、

〈[返納義務なしの場合；譲受人が提出](#)〉

●[実施状況報告書〈処分後〉](#)（様式；実施状況報告_財産処分関係）

【記載事項】

①譲渡完了日 ②譲渡人の名称及び住所、 ③設置場所の変更の有無（設置場所変更の場合は、新しい設置場所の名称及び住所も記載）、 ④誓約文の記載

【添付書類】〈写真を添付する場合は、撮影日を明記すること〉

①譲受人の本人確認書類の写し〈法人の場合は、履歴事項全部証明〉（発行後 3 か月以内のもの）、

②譲渡後の設置場所の全景写真(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)、③充電設備等の銘板写真(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)、④譲渡後の案内板の写真(平成24年度事業:参考様式02、平成26年度事業以降:様式5)〈公共性が補助条件の場合〉、

⑤取得財産管理台帳・取得財産等明細表(様式11)〈設置場所が変更された場合〉

- ・設置工事完了日は、補助金交付時の設置工事完了日を記載すること。
- ・充電設備等を記載すること。

4. 譲受人が保管すべき書類

譲受人は以下に記載の譲渡人が行った補助金申請に係る書類一式(原本、センターへ原本を提出した書類はその写し)を譲渡人から引継ぎ、保管しなくてはなりません。

- ・センターに提出した申請書類、報告書類及び届出書類等
- ・センター発行の公的な書類
- ・取得財産管理台帳・取得財産等明細表(様式11)

以上